

FP	2級	個人
----	----	----

2024年 9月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

2級 個人
資産相談業務

実施日① ◆ 年 月 日

実施日② ◆ 年 月 日

実施日③ ◆ 年 月 日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月・5月試験は前年10月1日、9月試験はその年の4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（48歳）は、妻Bさん（47歳）および長男Cさん（19歳）との3人暮らしである。Aさんは、65歳の定年までX社で働くつもりであり、今後の資金計画を検討するなかで、老後の生活資金等の準備をしておきたいと考えようになった。また、長男Cさんが2024年12月に20歳となるため、国民年金の学生納付特例制度について確認しておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（1976年7月3日生まれ・48歳・会社員）

- ・ 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ X社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料未納期間 (33月)	被保険者期間 (48月) (2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	厚生年金保険 被保険者期間 (459月) (2003年4月以後の 平均標準報酬月額48万円)

(2) 妻Bさん（1977年6月21日生まれ・47歳・パートタイマー）

- ・ 公的年金加入歴：20歳から22歳までの大学生であった期間（34月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳からの4年間（48月）は厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん（2004年12月4日生まれ・19歳・大学生）

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）
（ ① ）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）
（ ② ）円
 - (2) 経過的加算額（円未満四捨五入）
（ ③ ）円
 - (3) 基本年金額（上記「(1)+(2)」の額）
□□□円
 - (4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - (5) 老齢厚生年金の年金額
（ ④ ）円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）= ㉑ + ㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）= 1,701円 × 被保険者期間の月数

$$- 816,000円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額 = 408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I. 「個人型年金は、加入者の指図により掛金を運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る制度です。個人型年金には、税制上の優遇措置が講じられており、支払った掛金は、その全額を所得税の（ ① ）として総所得金額等から控除することができます。また、老齢給付金を年金で受給する場合、当該給付金は雑所得として所得税の課税対象となり、雑所得の金額の計算上、当該給付金に係る収入金額から公的年金等控除額を控除することができます。なお、国民年金の第3号被保険者である妻Bさんは、個人型年金に加入することが（ ② ）」
- II. 「個人型年金は、原則として、60歳になるまで資産を引き出すことができません。なお、60歳から老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（ ③ ）年以上必要となります」

〈語句群〉

イ. 5 ロ. 10 ハ. 15 ニ. 20 ホ. できます ヘ. できません
ト. 社会保険料控除 チ. 小規模企業共済等掛金控除 リ. 生命保険料控除

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金の学生納付特例制度（以下、「本制度」という）について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「長男Cさんが、2024年12月以降の大学生である期間について本制度の適用を受けるためには、Aさんの前年所得が一定金額以下である必要があります」
- ② 「本制度の適用を受けた期間について国民年金保険料の追納がない場合、その期間は老齢基礎年金の受給資格期間には算入されません。本制度の適用を受けた期間に係る保険料について追納することができるのは、追納の承認を受けた月の前10年以内とされています」
- ③ 「長男Cさんが本制度の適用を受け、その後、本制度の適用を受けた期間に係る保険料をAさんが長男Cさんの代わりに支払った場合、その支払った保険料は、所得税において、Aさんの社会保険料控除の対象となります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や投資信託への投資を検討しており、銘柄を選ぶ際の留意点やNISAの成長投資枠およびつみたて投資枠の活用方法について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんに対して、X社株式（東京証券取引所上場銘柄）およびY投資信託を例として、株式や投資信託に投資する際の留意点等について説明を行うことにした。

〈X社株式の情報〉

- ・ 株価 : 3,300円
- ・ 発行済株式数 : 2億株
- ・ 決算期 : 2024年9月30日（月）（次回の配当の権利確定日に該当する）

〈X社の財務データ〉（単位：百万円）

	90 期	91 期
資産の部合計	920,000	960,000
負債の部合計	300,000	320,000
純資産の部合計	620,000	640,000
売上高	700,000	780,000
営業利益	65,000	70,000
経常利益	70,000	72,000
当期純利益	48,000	50,000
配当金総額	15,000	16,000

※ 純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

〈Y投資信託（公募株式投資信託）に関する資料〉

銘柄名：日経225インデックス（つみたて投資枠対象銘柄）

- ・ 投資対象地域／資産 : 国内／株式
- ・ 対象インデックス : 日経平均株価
- ・ 信託期間 : 無期限
- ・ 基準価額 : 14,000円（1万口当たり）
- ・ 決算日 : 年1回（3月5日）
- ・ 購入時手数料 : なし
- ・ 運用管理費用（信託報酬） : 0.143%（税込）
- ・ 信託財産留保額 : なし

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 《設例》の〈X社株式の情報〉および〈X社の財務データ〉に基づいて算出される次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は、表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

- ① 91期におけるROE（自己資本は90期と91期の平均を用いる）
- ② 91期における配当利回り

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、X社株式を購入する際の留意点等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「X社株式のPBRは1倍を下回っていますが、PBRの1倍割れだけをもって割安と判断するのは注意が必要です。株式に投資する際は、他の投資指標とあわせて同業他社の数値と比較するなど、多角的な視点で検討することが望まれます」
- ② 「NISAの成長投資枠では、X社株式のような上場株式のほか、上場投資信託（ETF）や毎月分配型の投資信託、社債などが対象商品とされており、その年間投資枠は240万円です」
- ③ 「Aさんが、NISAの成長投資枠でX社株式を購入し、受け取った配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法として株式数比例配分方式を選択しなければなりません」

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、Y投資信託を購入する際の留意点等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「運用管理費用（信託報酬）は、投資信託の保有期間中、信託財産から日々差し引かれる費用です。一般に、Y投資信託のようなインデックス型の投資信託は、アクティブ型の投資信託よりも運用管理費用（信託報酬）が低い傾向があります」
- ② 「NISAのつみたて投資枠の対象商品のなかには、Y投資信託のようなインデックス型の投資信託だけでなく、アクティブ型の投資信託もあります」
- ③ 「NISAの非課税保有限度額は、1,800万円です。そのうち成長投資枠は1,200万円、つみたて投資枠は600万円とされているため、つみたて投資枠のみで600万円を超える金額の投資信託を購入し、保有することはできません」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（40歳）は、妻Bさん（42歳）、長女Cさん（14歳）および母Dさん（68歳）との4人家族である。Aさんは、住宅ローンを利用して2024年9月に新築マンションを取得し、同年中に入居した。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- ・ Aさん（40歳） : 会社員
- ・ 妻Bさん（42歳） : パートタイマー。2024年中に給与収入90万円を得ている。
- ・ 長女Cさん（14歳） : 中学生。2024年中の収入はない。
- ・ 母Dさん（68歳） : 2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

〈Aさんの2024年分の収入に関する資料〉

給与収入の金額 : 900万円

〈Aさんが取得した新築マンションに関する資料〉

- ・ 取得価額 : 5,000万円
- ・ 土地 : 40㎡（敷地利用権の割合相当の面積）
- ・ 建物 : 75㎡（専有部分の床面積）
- ・ 資金調達方法 : 自己資金3,000万円、銀行からの借入金2,000万円
- ・ 住宅ローン : 2024年12月末の借入金残高1,980万円、返済期間25年、元利均等返済
- ・ 留意点 : 当該マンションは、認定長期優良住宅に該当する。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※ 妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「住宅ローンを利用して新築住宅を取得し、2024年中に居住した場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後、最大で（ ① ）年間、本控除の適用を受けることができます。なお、Aさんが新築マンションに入居した2024年以後、合計所得金額が（ ② ）万円を超える年があった場合、その年分については本控除の適用を受けることができません。また、本控除の対象となる住宅借入金等は、契約において償還期間等が（ ③ ）年以上であることが要件とされているため、Aさんが当該マンションに係る住宅ローンについて繰上げ返済を行い、返済期間が当初の契約により定められていた最初に償還した月から（ ③ ）年未満となった場合は、その年分以降について本控除の適用を受けることができません」

〈語句群〉

イ. 5 ロ. 10 ハ. 13 ニ. 15 ホ. 20 ヘ. 1,000 ト. 1,500 チ. 2,000

《問8》住宅借入金等特別控除に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんは、2024年分の所得税において、住宅ローンに係る年末残高証明書等を所定の期日までに勤務先に提出することにより、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます」
- ② 「住宅借入金等特別控除の控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合、その控除しきれない金額については、翌年以後、3年間にわたって各年の所得税額から控除することができます」
- ③ 「転勤等のやむを得ない事由によりAさんが単身赴任で転居した場合、妻Bさんや長女Cさん、母Dさんが引き続きマンションに居住していたとしても、単身赴任後は住宅借入金等特別控除の適用を受けることができません」

《問9》 Aさんの2024年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、総所得金額の計算上、Aさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額	(①) 円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
配偶者控除	(②) 円
扶養控除	(③) 円
基礎控除	□□□円
(b) 所得控除の額の合計額	2,800,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)	□□□円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)	(④) 円
(f) 差引所得税額	□□□円
(g) 復興特別所得税額	□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税の額	□□□円

〈資料〉 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

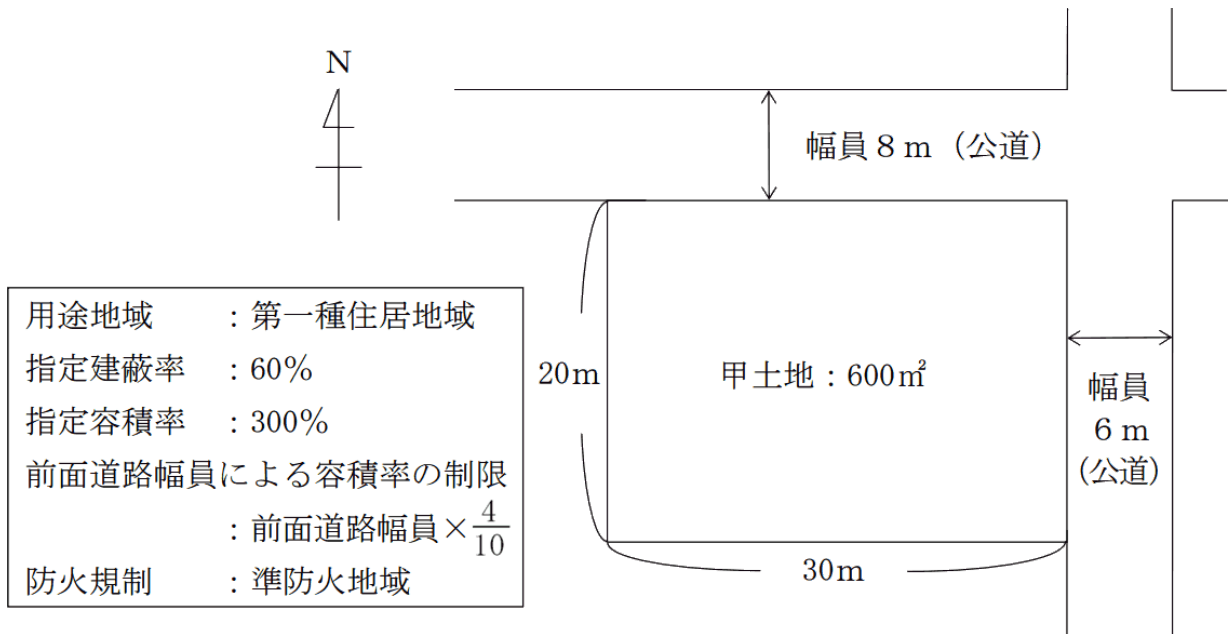
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（50歳）は、1年前に父親の相続（単純承認）により取得した甲土地（600㎡）を所有している。甲土地は、Aさんの父親が50年前に取得した土地であり、月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。なお、Aさんの父親の相続において、法定相続人はAさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

Aさんが甲土地の売却を検討していたところ、不動産会社を通じて、スーパーを経営するX社から「甲土地に新規出店させていただきませんか。Aさんには、建設協力金方式による有効活用をご検討いただきたいと考えています」との提案を受けた。

〈甲土地の概要〉



- 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

《問11》 甲土地の売却に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「甲土地の売却にあたって宅地建物取引業者と専任媒介契約を締結する場合、当該契約の有効期間は2カ月を超えることができませんが、当該契約の有効期間内に甲土地の買主が見つからなかったときは、契約を更新することができます」
- ② 「甲土地の売却に係る譲渡所得の金額の計算上、取得費は、原則として、Aさんの父親が甲土地を取得した際の購入代金や購入手数料等の合計額となりますが、その金額が不明である場合、甲土地の売却価額の10%相当額を取得費とすることができます」
- ③ 「甲土地の売却に係る譲渡所得の金額の計算上、『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』（相続税の取得費加算の特例）の適用を受けるためには、甲土地を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡する必要があります」

《問12》 建設協力金方式の一般的な特徴等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「建設協力金方式は、AさんがX社から建設資金の一部または全部を借り受けて、X社の要望に沿った店舗を建設し、その店舗をX社に賃貸する手法です。Aさんが借り受けた建設資金は、通常、賃料の一部で返済していくことになります」
- ② 「建設協力金方式では、建設した店舗に係る固定資産税の納税義務はX社が負い、甲土地に係る固定資産税の納税義務はAさんが負うことになります」
- ③ 「建設協力金方式では、AさんがX社に店舗を賃貸した後、その賃貸期間中にAさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地は貸宅地として評価されます」

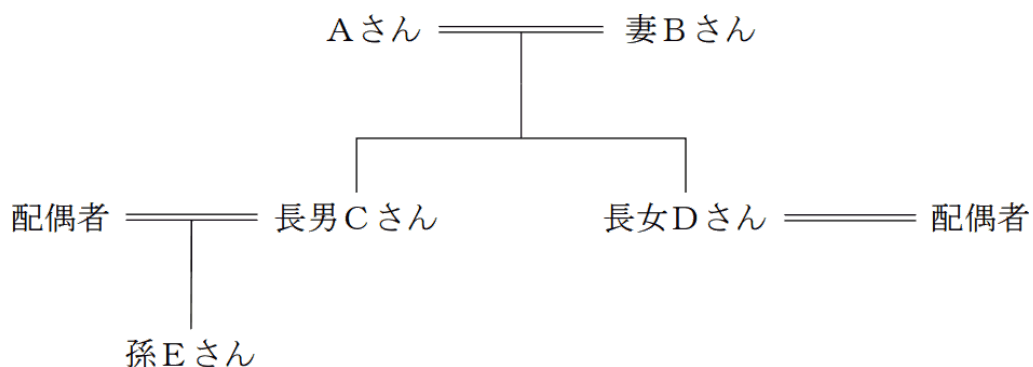
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（67歳）は、自宅で妻Bさん（62歳）および長男Cさん（40歳）家族と同居している。Aさんは、3年後をめどにX社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継する予定であり、将来、長男CさんにはX社株式のすべてを取得させ、妻Bさんには自宅および相応の現預金等を相続させようと考えているが、長男Cさんと長女Dさん（36歳）が遺産分割でもめてしまうのではないかと心配している。

また、Aさんは、長女Dさんから、「マンションの購入資金を援助してほしい」と頼まれており、資金援助を検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

・ 現預金等	: 5,500万円
・ X社株式	: 1億6,000万円
・ 自宅敷地（350㎡）	: 7,000万円（注）
・ 自宅建物	: 1,500万円
<hr/>	
・ 合計	: 3億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I. 「遺言により、自宅および現預金等を妻Bさん、X社株式を長男Cさんに相続させた場合、長女Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額を3億円とした場合、長女Dさんの遺留分の金額は、(①)万円となります」
- II. 「遺言は、自筆証書遺言や公正証書遺言などの種類によって作成方式が異なっており、公正証書遺言の作成にあたっては、証人2人以上の立会いが必要とされています。仮に、Aさんの公正証書遺言を作成する場合、妻Bさんおよび長男Cさんは証人となることが(②)。なお、作成した公正証書遺言は、Aさんの相続開始後、家庭裁判所における検認が(③)です」
- III. 「妻Bさんが自宅建物とその敷地を相続により取得し、当該敷地(相続税評価額7,000万円)について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は(④)万円となります」

〈語句群〉

イ. 1,400 ロ. 1,720 ハ. 1,875 ニ. 3,500 ホ. 3,750 ヘ. 7,500
ト. できます チ. できません リ. 必要 ヌ. 不要

《問14》 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下、「本制度」という)に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「本制度の適用を受けるためには、取得等した住宅用家屋の床面積が50㎡以上200㎡以下でなければならないが、また、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものである必要があります」
- ② 「長女Dさんが、Aさんおよび妻Bさんのそれぞれから住宅取得等資金の贈与を受けてマンションを購入し、本制度の適用を受ける場合、当該マンションが一定の省エネ等住宅に該当するときは、Aさんおよび妻Bさんから贈与を受けた資金について、それぞれ1,000万円を限度として贈与税が非課税となります」
- ③ 「長女Dさんが、Aさんから贈与を受けた住宅取得等資金について本制度の適用を受け、その後、Aさんの相続が開始した場合、本制度の適用を受けたことにより贈与税が非課税とされた金額を相続税の課税価格に加算する必要はありません」

《問15》現時点（2024年9月8日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は2億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	2億円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長男Cさん	(②) 万円
長女Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① 759,900(円) ② 1,310,174(円) ③ 56,580(円) ④ 1,774,854(円)
問2	① 千 ② ホ ③ 口
問3	① × ② × ③ ○
第2問	
問4	① 7.94(%) ② 2.42(%)
問5	① × ② × ③ ○
問6	① ○ ② ○ ③ ×
第3問	
問7	① ハ ② 千 ③ 口
問8	① × ② × ③ ×
問9	① 7,000,000(円) ② 380,000(円) ③ 380,000(円) ④ 138,600(円)
第4問	
問10	① 480(m ³) ② 1,800(m ³)
問11	① × ② × ③ ○
問12	① ○ ② × ③ ×
第5問	
問13	① ホ ② 千 ③ 又 ④ 口
問14	① × ② × ③ ○
問15	① 4,800(万円) ② 800(万円) ③ 3,900(万円)